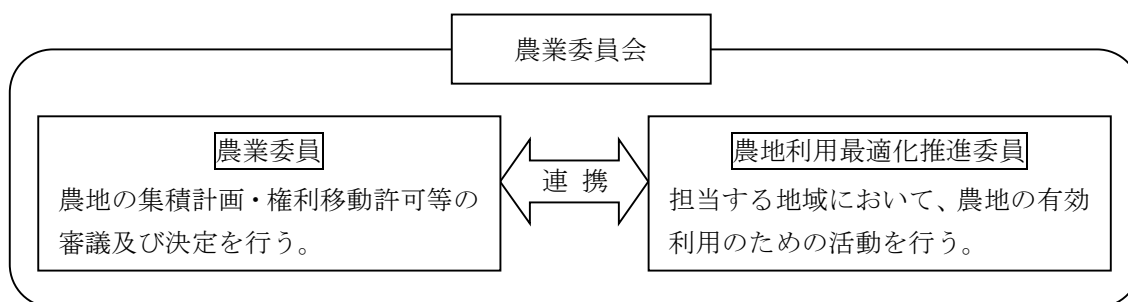


農業委員及び農地利用最適化推進委員の募集について

川根本町及び川根本町農業委員会は、現農業委員の任期満了に伴い、農業委員及び農地利用最適化推進委員を募集します。

農業に関する知識と熱意を持ち、農地利用の最適化の推進等の農業委員会の職務を適切に行うことができる方の推薦又は応募を受け付けております。応募方法等は、次のとおりです。



1 募集について

「農業委員」及び「農地利用最適化推進委員」について、応募により委員を募ります。

- (1) 農業委員 定数 11 人
- (2) 農地利用最適化推進委員 定数 8 人

2 農業委員会の委員の役割

(1) 農業委員

農地法等の権限事務について審査及び決定を行います。具体的な業務は次のとおりです。

- ① 平日昼間に開催される農業委員会総会等（月に 1 から 2 回程度）へ出席し、農地法等の権限に属された事項の審査を行います。
- ② 農地法等に基づく申請の調査を行います。
- ③ 農地法等に基づき、町内の農地の利用状況の調査及び調査結果の報告を行います。
- ④ 農地の利用の最適化（遊休農地の有効利用、違反転用防止等）のための調整などを行います。

(2) 農地利用最適化推進委員

担当する区域において、担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消等を行い、担当区域の農地の有効利用を図ります。具体的な業務は、次のとおりです。

- ① 担当する区域内で農地の出し手・受け手へのアプローチを行い、農地

利用の集積・集約化を推進します。

② 耕作放棄地の発生防止と解消を推進します。

3 応募書類

次の書類に必要事項を記載し、川根本町役場産業振興課へ提出してください。

(1) 応募用紙・・・・・・農業委員用と農地利用最適化推進委員用があります。

(2) 承諾書

(注意1) 町ホームページから「応募用紙」、「承諾書」をダウンロードしてご利用ください。

(注意2) 役場産業振興課窓口においても応募書類を配布します。

4 応募書類の提出

川根本町役場産業振興課へ直接ご提出ください。

〒428-0313 静岡県榛原郡川根本町上長尾 627 番地

川根本町役場産業振興課（川根本町農業委員会事務局）

6 推薦又は応募の期間

令和8年9月10日（木）から令和8年10月9日（金）までに必着

7 選考方法

年齢、地域、経歴及び農業経営の概況等を考慮し選考します。

8 委員任期

令和9年2月21日から令和12年2月20日までの3年間

9 お問合せ先

川根本町役場産業振興課（川根本町農業委員会事務局）

電話：0547-56-2226

FAX：0547-56-2235

E-mail sangyou@town.kawanehon.lg.jp